

YMCA・ワイズ・ユースリエゾン服務規則

(名称)

第1条 本専任委員は、YMCA・ワイズ・ユースリエゾンと称し、略称をYYLとする。

(目的)

第2条 本専任委員は、YMCA、ワイズメンズクラブとユース間の相互理解と発展を図るために連絡調整することを目的とする。

(位置)

第3条 本専任委員は、定款施行細則第13条第1項に基づき設けられる。

(任期)

第4条 本専任委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再選を妨げない。
2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(職務)

第5条 本専任委員は、次の業務を行う。
YMCA、ワイズメンズクラブ、ユース、それぞれの組織の必要な会合に積極的に参加する。
YMCA、ユースに対してワイズメン運動を促進する。
YMCAやユースの運動とその事業の意義を説く。
本専任委員は関連役員を補佐し諸事業の円滑な推進に努める。
区役員会に対して書面による報告書を作成し必要情報を提供する。
理事通信などにYMCA、ユース情報が掲載できるよう記事を提供する。
本専任委員としての活動記録を整理して後任者に引き継ぐ。

(付則)

第6条 この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日	制定	2004年4月4日	改正	2005年11月28日	改正
2003年7月1日	施行	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	施行